○工場立地に関する準則

別表第一(第一条及び(備考)関係)

業種の区分		敷地面積に対する生産
		施設の面積の割合
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石	百分の三十
	油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	
第二種	伸鉄業	百分の四十
第三種	 窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製	百分の四十五
	品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝	
	石製造業を除く。)	
第四種	鋼管製造業及び電気供給業	百分の五十
第五種	でんぷん製造業及び冷間ロール成型形鋼製造業	百分の五十五
第六種	 石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース	百分の六十
	 製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を	
	除く。)及び高炉による製鉄業	
第七種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	百分の六十五